

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年5月31日

大阪府知事 殿

提出者

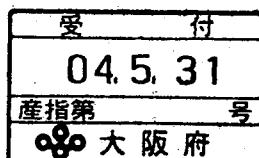
住 所 大阪府泉佐野市下瓦屋3丁目1054-3

氏 名 泉鋼管工事株式会社

代表取締役 泉 實

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-461-4161



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	泉鋼管工事株式会社
事業場の所在地	泉佐野市下瓦屋3丁目1054-3
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	4,780百万円
③従業員数	154名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 産業廃棄物の一連の処理の工程のとおり

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 管理体制図のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（3年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	排 出 量	8,809 t	3 t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>工法の変更（がれき類）・・・ガス工事の開削工法から非開削工法への変更</li> <li>工法の変更（がれき類）・・・舗装工事の打換工法から切削工法への変更</li> </ul>			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥
	排 出 量	7,850 t	20 t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでに実施した取り組みを継続する</li> </ul>			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>がれき類（C○塊、A○塊）は現場で分別・積込処分する</li> <li>管理型建設系混合廃棄物についても分別を実施する</li> </ul>
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでに実施した取り組みを継続する</li> </ul>

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

## ①現状

安定型建設系混合廃棄物	管理型建設系混合廃棄物	鉱さいスラグ	廃プラスチック
64 t	1 t	6 t	11 t

## ②計画

安定型建設系混合廃棄物	管理型建設系混合廃棄物	鉱さいスラグ	廃プラスチック
100 t	5 t	10 t	15 t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（3年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
・自ら中間処理は行わない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
・自ら中間処理は行わない			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（3年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
・自ら中間処理は行わない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
・自ら中間処理は行わない			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	①現状	【前年度（3年度）実績】			
		産業廃棄物の種類	—	—	
			自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t — t	
(これまでに実施した取組)					
	②計画	【目標】			
		産業廃棄物の種類	—	—	
			自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t — t	
(今後実施する予定の取組)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら埋め立て処分又は海洋投入処分は行わない</li> </ul>					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
	①現状	【前年度（3年度）実績】			
		産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	
			全処理委託量	8,809 t 3 t	
		優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t	
		再生利用業者への 処理委託量	8,809 t	3 t	
		認定熱回収業者 への処理委託量	— t	— t	
		認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者	— t	— t	
(これまでに実施した取組)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理業者と委託契約を締結するにあたっては事前の現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況）するとともに、委託後に定期的な確認を行う</li> <li>・再生利用が可能な廃棄物については、積極的に再生利用を推進するため委託先についての情報収集を行いルートを確保する</li> </ul>					

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## ①現状

— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

## ②計画

— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ①現状

安定型建設系混合廃棄物	管理型建設系混合廃棄物	鉱さいスラグ	廃プラスチック
64 t	1 t	6 t	11 t
0 t	1 t	0 t	0 t
64 t	1 t	6 t	11 t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

		【目標】			
		産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	
②計画	全処理委託量	7,850	t	20	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0	t	0	t
	再生利用業者への処理委託量	7,850	t	20	t
	認定熱回収業者への処理委託量	—	t	—	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	—	t	—	t
(今後実施する予定の取組)					
・これまでに実施した取り組みを継続する					
※事務処理欄					

## ②計画

安定型建設系混合廃棄物	管理型建設系混合廃棄物	鉱さいスラグ	廃プラスチック
100 t	5 t	10 t	15 t
0 t	5 t	0 t	0 t
100 t	5 t	10 t	15 t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物の一連の処理の工程

- ・がれき類(アスファルト塊、コンクリート塊)

⇒ 中間処理業者に委託して破碎し、再生アスコン、再生骨材、再生路盤材として再資源化

- ・汚泥

⇒ 中間処理業者に委託して固化・破碎し、再生路盤材として再資源化

- ・安定型建設系混合廃棄物

⇒ 中間処理業者に委託して破碎し、再生アスコン、再生骨材、再生路盤材として再資源化

- ・管理型建設系混合廃棄物

⇒ 中間処理業者に委託して選別し再資源化、また再資源化不能分については中間処理業者にて破碎処理後、最終処分地にて安定型埋立処分

- ・鉱さいスラグ

⇒ 中間処理業者に委託して破碎し、再生アスコン、再生骨材、再生路盤材として再資源化

- ・廃プラスチック

⇒ 中間処理業者に委託して選別・破碎し再生プラスチック原料として再資源化、また再資源化不能分については中間処理業者にて破碎処理後、最終処分場にて埋立処分

## 廃棄物処理に関する管理体制

役割	廃棄物管理担当者 (現場担当者、事務担当者)	<ul style="list-style-type: none"><li>○廃棄物処理計画書の作成</li><li>○廃棄物管理状況の把握</li><li>○廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握</li><li>○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理</li><li>○委託契約の締結</li><li>○産業廃棄物管理票の交付・管理</li><li>○監督官庁への各種報告</li><li>○社員、関連会社に対する廃棄物関係情報の周知</li><li>○その他関係する事項</li></ul>
----	---------------------------	--

廃棄物管理組織図

